

平成24年度の 国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険税とは

保険税は、世帯単位で課税します。6月中旬に、納税通知書を納税義務者である世帯主（擬制世帯主を含む）あてに送付します。

国民健康保険の医療費は、
①皆さんが納める保険税 ②国からの負担金など ③病いやけがで病院にかかったとき窓口で支払う一部負担金でまかなわれています。

皆さんの納める保険税は、国民健康保険を健全に運営していくための大切な財源です。納め忘れないよう納期内の納付をお願いします。

※擬制世帯主とは、国民健康保険被保険者の属する世帯にて、その世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の世帯主のことです。納税義務や届出義務は擬制世帯主が負うこととなります。

納付方法など

《納付方法》

普通徴収（口座振替・納付書払い）と特別徴収（年金差し引き）があります。

※口座振替の場合は、各期の納期限に自動振替します。
※納付書での納付の場合は、6月中旬に10期分の納付書をまとめて送付します。
途中で税額が変更になった場合は、新しい納付書を送付します。

※特別徴収から、口座振替に納付を変更することができません。変更には、本庁保険年金課または支所の保健福祉課で「納付方法変更申出書」の提出が必要です。くわしくは問い合わせください。

《納付期限》

普通徴収：年10期
6月（翌年3月の10回払い）で、納期限は通常各月の月末です。月末（7期については12月26日）が閉庁日の場合は、翌月最初の業務日が納期限となります。

《納付は便利な口座振替で》

次の①～③を持って、指定金融機関、本庁または支所の窓口で申し込みください。

- ① 預（貯）金通帳
- ② 通帳の届け印
- ③ 納税通知書または国民健康保険証

保険税の軽減

保険税は前年中の所得をもとに計算しますが、負担能力に応じて税額を軽減します。

減額対象所得（世帯主「擬制世帯主を含む」とその世帯の被保険者全員の総所得金額を合計した額）が一定基準以下の場合、保険税のうち均等割額と平等割額を減額します。

- ① 「7割軽減」
減額対象所得が33万円以下の世帯。
- ② 「5割軽減」
減額対象所得が、世帯主を除いた被保険者数×24万5千円+33万円以下の世帯。
- ③ 「2割軽減」
減額対象所得が、被保険者数×35万円+33万円以下の世帯。

なお、世帯中に未申告の人がいる場合は軽減判定ができません。所得がない人も必ず申告をしてください。

特別徴収：年6期
次の月に支給する年金から差し引きます。
仮徴収：4月・6月・8月
本徴収：10月・12月・2月

平成24年度 国民健康保険納付期限一覧表

	普通徴収	特別徴収
1期	7月2日	4月
2期	7月31日	6月
3期	8月31日	8月
4期	10月1日	10月
5期	10月31日	12月
6期	11月30日	2月
7期	12月26日	特別徴収支金は、年金とす
8期	1月31日	別年日ま
9期	2月28日	りは給
10期	4月1日	り

保険税の賦課限度額

平成24年度の佐賀市国民健康保険税の賦課限度額は昨年と同様、介護分を含め77万円です。

（平成24年度限度額）	
医療分	51万円
後期高齢者支援分	14万円
介護分	12万円
合計	77万円

非自発的失業（解雇や倒産等による失業）軽減・減免制度

平成22年度から、自己都合によらない解雇や倒産により失業した人は、次のAまたはBの保険税軽減・減免制度に該当する場合があります。

A 非自発的失業にともなう軽減

○該当条件

次の①、②両方に該当すること

- ① 解雇・倒産により離職された人で、離職時の年齢が65歳未満、またはその世帯。
- ② 離職により雇用保険を受給した人で、「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」欄の理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する人、またはその世帯。

○軽減額

軽減に該当する人の前年所得のうち、給与所得を100分の30として算定します。

ただし、該当者に給与所得がない場合や未申告の場合などは軽減できません。

○適用期間

離職日の翌日から翌年度末まで「最大2カ年度分」です。平成24年度の国保税の軽減対象者は平成23年3月31日以前に離職した人です。

保険税の算定方法

国保税は、次の「別表1」のとおり、医療分と後期高齢者支援分と介護分に分けて計算します。年度途中で所得に変更があった場合や、加入・脱退などで世帯に変更があった場合などは、そのつど保険税額も変更します。

別表1 保険税の算定方法

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40歳以上65歳未満)
①所得割額	(平成23年中の総所得金額-33万円)×8.3% ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。	(平成23年中の総所得金額-33万円)×2.1% ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。	(平成23年中の総所得金額-33万円)×2.1% ※所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計。 ※擬制世帯主の分は除きます。
②均等割額	被保険者1人当たり 17,100円	被保険者1人当たり 6,900円	被保険者1人当たり 8,000円
③平等割額	1世帯当たり 32,900円	1世帯当たり 5,600円	1世帯当たり 4,600円
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

○1年間（年度）の保険税額は①②③の合計額です。
○年度途中で世帯の被保険者に異動（加入や脱退など）があった場合は、その人の分についての税額を月割りで計算し直します。
・年度途中の加入の場合は、加入した月からの分を加算します。
・年度途中で脱退（転出や職場の健康保険への加入など）した場合は、脱退した月の前月分までの課税となります。
※総所得金額は、平成23年中（1月～12月）の分です。

降に離職した人です。
○そのほか
高額療養費などの所得区分判定の際も、該当者の給与所得を100分の30として判定します。

療養費等の適用期間は、離職日の翌日の属する月の翌月から翌々年度7月末までです。軽減には申告が必要です。該当する人は「雇用保険受給資格者証」と印かんを持参ください。

B 非自発的失業にともなう減免

○該当条件

次の①、②両方に該当すること

- ① Aの軽減制度の対象とならない人（離職時の年齢が65歳以上および雇用保険の適用除外、または雇用保険の受給資格がない人、ならびに事業を廃業した人）で、会社都合による解雇や倒産、事業の廃業によって非自発的に離職した人です。

○減免額

平成23年中の総所得金額と平成24年中の所得見込み額の減少割合に応じて、保険税のうち所得割額を減免します。減免対象保険税は、申請した日から10日を経過する日以降に納期限が到来する保険税です。

○対象年度
課税年度が平成24年度の国保税。

※減免の申請が必要です。くわしくは問い合わせください。

問い合わせ

本庁 保険年金課
国保税一係
☎40・7272
FAX40・7390
または各支所保健福祉課